

## 循環型社会推進会議の公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、循環型社会推進会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催会議の事前公表)

第2条 公開による会議を開催するにあたっては、インターネットの利用その他の方法により会議の概要を事前公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、会場のスペースにより決定し、先着順とする。

(傍聴の手續)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、所定の場所で傍聴日、自己の氏名及び住所を傍聴人受付票に記入し、事務局の指示に従い入室しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、その他の危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑する等騒ぎ立てないこと。

- (3) はち巻及び腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう及びえり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れたり、不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱したり、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は会議の録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(委員長の指示)

第10条 傍聴人は、全て委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要項に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第13条 会議資料（城南衛生管理組合情報公開条例（平成12年城南衛生管理組合条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を会議の当日までに管理者が指定する場所に備えるとともに、傍聴人に提供するものとする。

(会議の非公開)

第14条 会議は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

- (1) 非公開情報に関し、審議等をする場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

2 会議の審議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第15条 会議は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを管理者が指定する場所に備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第 16 条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要項は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

## 傍聴人受付票

傍聴日	令和 年 月 日
氏名	
住所	

私は、循環型社会推進会議の公開に関する要項を遵守し、傍聴いたします。

※記入いただいた個人情報は、他の目的には一切使用しません。

※記入後、所定の場所に提出してください。

----- キリトリ線 -----

## 循環型社会推進会議の公開に関する要項

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑する等騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻及び腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう及びえり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長  
長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れたり、不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱したり、会議の妨害となるような行為を  
しないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は会議の録音等をしてはならない。た  
だし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。